平成２２年（フ）第４８５８号
大阪府東大阪市寿町２丁目12番28号
債務者　井上　由雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５１号
横浜市磯子区森３丁目17番33―710号
債務者　安田正子こと　安　　正子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８７号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地19棟302号
債務者　高島佐喜子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９０号
川崎市中原区中丸子395番地４　フラットフィールド105
債務者　塚原　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５８３号
横浜市鶴見区鶴見１丁目３番６―208号
債務者　加藤　文子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３８号
横浜市旭区さちが丘131番地
債務者　鈴木由希子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７７号
横浜市南区高根町１丁目３番地　高嶺グリーンハイツ1106号室
債務者　煙山　孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０７号
神奈川県大和市福田3360番地12　ドゥエル伊藤201号、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区二子１丁目16番37―211号　スペースアメニティ二子
債務者　溝江　成道
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
北海道河東郡音更町木野公園下町４番地
債務者　香田　睦子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
北海道帯広市西20条南４丁目３番４号
債務者　石川　　泉
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
北海道帯広市西22条南３丁目17番地14
債務者　鈴木　美恵
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
北海道河東郡音更町駒場北２条通４丁目２番地
債務者　澤橋　　修
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
北海道河東郡音更町駒場北２条通４丁目２番地
債務者　澤橋　秀代
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
神奈川県大和市南林間５丁目３番７号　Ｓ・Ｔコーポ102号
債務者　吉田　征男
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６０号
神奈川県大和市南林間５丁目３番７号　Ｓ・Ｔコーポ102号
債務者　吉田　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５０号
横浜市南区堀ノ内町１丁目11番地８　プラザパル101号室
債務者　宮澤　秀敏
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部